破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１１号
札幌市北区新川３条８丁目７番16―101号
債務者　戸部　重雄
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１３号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目４番１―204号
債務者　岩崎　信吾
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２０号
北海道江別市野幌若葉町65番地の５
債務者　小笠原伸勝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３８号
札幌市中央区北３条西13丁目３番地　ダイアパレス北３条206号
債務者　岡崎　豊紀
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４１号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番19号
債務者　齊藤　正博
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４９号
札幌市北区篠路４条７丁目５番24―206号
債務者　佐藤　勝春
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５２号
札幌市豊平区美園２条７丁目１番16―211号
債務者　伊東美奈子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５４号
札幌市清田区真栄３条２丁目16番５号
債務者　位田えつ子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５７号
札幌市中央区南13条西13丁目１番15―301号
債務者　伊藤　陽介
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５９号
札幌市中央区南４条西16丁目３番８―308号
債務者　紺谷　勝美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６７号
札幌市白石区栄通６丁目16番３号　ホワイトハイツＮＢ―201号
債務者　高橋　博文
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６９号
北海道北広島市大曲幸町１丁目３番地６
債務者　櫻庭とも子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７４号
札幌市東区北35条東15丁目１番11号　あおい新道東館202号
債務者　塩田　幸子（旧姓澤口）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７８号
札幌市南区中ノ沢１丁目10番３―905号
債務者　菅野　春美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１２号
札幌市清田区里塚２条５丁目３番20号　メープルコート202号
債務者　葛西　昭一
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１３号
札幌市清田区里塚２条５丁目３番20号　メープルコート202号
債務者　葛西　直美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
北海道稚内市萩見５丁目３番11号
債務者　中山惠美子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
　旭川地方裁判所稚内支部